

# 上三川町人事行政の運営の状況

住民の皆さんに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくため、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表するものとす。

## 新規採用(平成22年4月1日)及び退職(平成21年度中)の状況

	採用者数	退職者数						
		定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政	7人	4人	1人	4人	0人	0人	0人	0人
技能労務職	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## 職員数の状況(4月1日現在)

年度	20年度	21年度	22年度
職員数 ※()内数字は対前年度増減数	222人(-10)	221人(-1)	217人(-4)

## 人件費の状況(平成21年度一般会計、決算)

住民基本台帳人口(H22年3月末現在)	歳出総額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度の人件費率
31,673人	10,500,849千円	642,601千円	1,741,087千円	16.6%	17.7%

## 職員給与費の状況(平成22年度一般会計予算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)	前年度の1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末勤勉	計(B)		
189人	745,681千円	108,961千円	288,203千円	1,142,845千円	6,047千円	6,155千円

## 職員の平均給料月額及び平均年齢状況(平成22年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
町職員	343,200円	43.8歳	303,900円	51.8歳

## その他の職員手当の状況(平成21年4月1日現在)

区分	内容
扶養手当	配偶者:13,000円 扶養親族(配偶者を除く):1人当り6,500円
住居手当	借家の場合:27,000円を限度に支給(家賃12,000円以下は支給なし)
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合に限る 交通機関利用:月額55,000円を限度に支給 自家用車等を利用した場合:距離に応じ2,000円~24,500円を支給
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (課長:54,300円 主幹:38,900円 課長補佐・所長:34,600円)
時間外手当	平成21年度(一般会計)
	支給総額 34,673,006円 職員1人当りの支給月額 18,059円
特殊勤務手当	以下2業務に従事した場合に限り支給する 伝染病防疫作業 作業1日 600円 (平成21年度該当なし) 行旅死病人等取扱業務 作業1日 5,000円 (平成21年度該当なし)

## 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区分	町長	副町長	議長	副議長	議員
報酬等月額	741,000円	589,000円	350,000円	280,000円	255,000円
期末手当	3.10月分(平成21年度支給割合)				

※平成17~22年度は、町長・副町長の給料を5%減額しています。(上記は減額後の金額です。)

## 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土曜日及び日曜日

休暇等

区 分	内 容
年次有給休暇	一年度ごとに20日とし、20日を超えない範囲内で残日数を繰り越すことができる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇 :3日 分べん休暇:出産予定日の6週間前の日から出産の日まで及び出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間 親族の死亡:配偶者及び父母=7日 子=5日 祖父母=3日 その他=1日
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する6月以下で必要な期間
育児休業	子が3歳に達する日までの期間

年次有給休暇の状況(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

総付与日数	総取得日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
7,569日	2,225日	206人	10.8日

▼問い合わせ先＝総務課 秘書庶務係 ☎(56)9113

## 国勢調査 調査票のご記入はお済みですか？

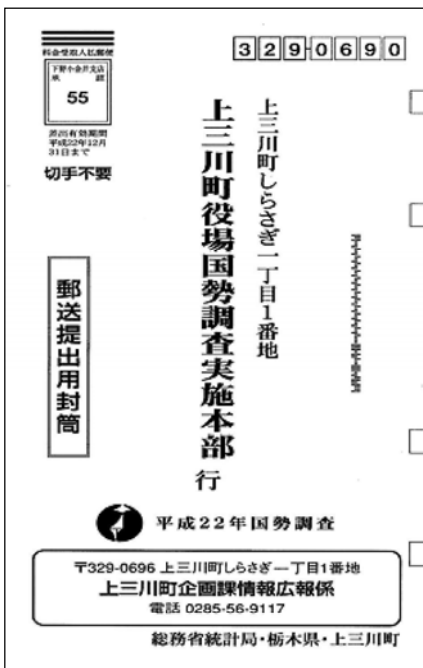


◎ご記入いただいた調査票は、「調査書類収納封筒」に入れ、封をして調査員にご提出ください。

調査員は、封をしたまま企画課に提出しますので、ご安心ください。

◎国勢調査は、平成22年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。

◎調査員の訪問がなく調査票が届いていない場合は、企画課にご連絡ください。



◎国勢調査は、統計法によって、調査票に記入して提出することの報告義務が定められています。

◎調査票は、町に郵送で提出することも出来ます。

その際は、専用の「郵送提出用封筒」をご使用ください。

郵送提出用封筒の宛先・住所は、「上三川町役場、しらさぎ一丁目1番地」ですので、確認してから投函してください。

◎平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯等の実態を明らかにする重要な調査です。

◎調査票に記入していただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません。

▼問い合わせ先＝企画課 情報広報係 ☎(56)9117